

○ 近隣地域医療提供体制整備事業実施要領 新旧対照表

新	旧
近隣地域医療提供体制整備事業実施要領 制定 平成29年11月6日 一部改正 令和元年5月30日 一部改正 令和2年5月1日 一部改正 令和3年9月14日 一部改正 令和4年10月11日 一部改正 令和5年8月23日 一部改正 令和6年9月27日 一部改正 <u>令和7年9月17日</u> 第1～第3 (略) 第4 補助金の算定 (1) (略) (2) 補助基準額 要綱別表1の補助基準額については、次のとおりとする。 ア 常勤雇用の場合 以下の職種ごとの①～⑤の月額給与に勤務月数を乗じた額に年間賞与 その他特別給与額を加えた額を基準額とする。 ①医師 月額給与 <u>854</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>822</u> 千円 ②看護師 月額給与 <u>350</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>783</u> 千円 ③准看護師 月額給与 <u>291</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>632</u> 千円 ④臨床工学技士 月額給与 <u>356</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>951</u> 千円 ⑤上記以外 月額給与 <u>300</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>690</u> 千円 なお、月の途中で採用又は退職した場合、その月の月額給与について は当該月の日数により按分し、実勤務月数が12か月に満たない場合、 年間賞与額その他特別給与額については、実勤務月数で按分した額とす る。(当該勤務者ごとに年間賞与額に年間基準額で千円未満切捨て。) イ 非常勤雇用の場合	近隣地域医療提供体制整備事業実施要領 制定 平成29年11月6日 一部改正 令和元年5月30日 一部改正 令和2年5月1日 一部改正 令和3年9月14日 一部改正 令和4年10月11日 一部改正 令和5年8月23日 一部改正 令和6年9月27日 第1～第3 (略) 第4 補助金の算定 (1) (略) (2) 補助基準額 要綱別表1の補助基準額については、次のとおりとする。 ア 常勤雇用の場合 以下の職種ごとの①～⑤の月額給与に勤務月数を乗じた額に年間賞与 その他特別給与額を加えた額を基準額とする。 ①医師 月額給与 <u>973</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>633</u> 千円 ②看護師 月額給与 <u>340</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>799</u> 千円 ③准看護師 月額給与 <u>283</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>616</u> 千円 ④臨床工学技士 月額給与 <u>340</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>872</u> 千円 ⑤上記以外 月額給与 <u>297</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>775</u> 千円 なお、月の途中で採用又は退職した場合、その月の月額給与について は当該月の日数により按分し、実勤務月数が12か月に満たない場合、 年間賞与額その他特別給与額については、実勤務月数で按分した額とす る。(当該勤務者ごとに年間賞与額に年間基準額で千円未満切捨て。) イ 非常勤雇用の場合

新	旧
(略) 第5 交付申請書の提出 補助金の交付申請にあたって、要綱第3条第2項第3号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。 なお、申請は、申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとし、年度を超えて実施する場合には、翌年度4月1日以降の申請については、翌年度に改めて行うこと。 (1) 施設の整備を行う場合 ア 近隣地域医療提供体制整備事業計画書（要領様式第1号） イ 近隣地域医療提供体制整備事業計画書（施設）（要領様式第2号） ウ 補助対象経費の金額の分かる書類（見積書、工事内訳書等） エ 施行場所が分かる書類（工事設計図等） <u>オ</u> その他参考となる書類 (2) 設備の整備を行う場合 ア 近隣地域医療提供体制整備事業計画書（要領様式第1号） イ 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書等） ウ 整備する設備の能力・規格等が分かる書類（カタログ等） <u>エ</u> その他参考となる書類 (3) (略) (4) (略) 第6 (略) 附 則 (令和6年9月27日施行以前省略)	(略) 第5 交付申請書の提出 補助金の交付申請にあたって、要綱第3条第2項第3号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。 なお、申請は、申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとし、年度を超えて実施する場合には、翌年度4月1日以降の申請については、翌年度に改めて行うこと。 (1) 施設の整備を行う場合 ア 近隣地域医療提供体制整備事業計画書（要領様式第1号） イ 近隣地域医療提供体制整備事業計画書（施設）（要領様式第2号） ウ 補助対象経費の金額の分かる書類（見積書、工事内訳書等） エ 施行場所が分かる書類（工事設計図等） <u>オ 病床の再開、または新たな診療科目の開始に伴う経営改善計画（事業者以外が作成したもの）</u> <u>カ</u> その他参考となる書類 (2) 設備の整備を行う場合 ア 近隣地域医療提供体制整備事業計画書（要領様式第1号） イ 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書等） ウ 整備する設備の能力・規格等が分かる書類（カタログ等） <u>エ 病床の再開、または新たな診療科目の開始に伴う経営改善計画（任意様式：事業者以外が作成したもの）</u> <u>オ</u> その他参考となる書類 (3) (略) (4) (略) 第6 (略) 附 則 (令和6年9月27日施行以前省略)

新	旧
<u>附 則</u> <u>この要領は、令和7年9月17日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。</u>	_____ _____ _____